Japan tax alert

EY税理士法人

2018年度英国秋季予算 ハイライト

EY税理士法人アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、 下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

10月29日、英国財務相、フィリップ・ハモンド(Philip Hammond)は2018年度英国 秋季予算を発表しました。英国のEU離脱の不確実性を背景に、税制の抜本的な変 更や大幅な減税の余地は多くありませんでしたが、英国が法人税減税に踏み切り 2020年に17%に引き下げることに留意すべきです。また、英国が2020年に新しい デジタルサービス税(DST)を導入することを確認し、他の大半の国よりも税源浸食 と利益移転(BEPS)の課題を速いペースで追求することを示していることにも注 目すべきでしょう。特定の法人税について再調整が一部行われるので、影響を受け る日本企業グループは自社の個別の事実に即して、詳細に分析する必要がありま す。また財務相は、「合意なき」EU離脱により経済状況が変わる場合、2019年の春 季財政演説を完全な予算に格上げする可能性を含む財政介入を検討することを明 らかにしました。



法人税制度の主要な変更には以下が含まれます。

- デジタルサービス税 新しく税率2%のDSTが2020年4月 より施行します(EUの提案では税率3%)。この税は、適格基 準を満たす検索エンジン、オンラインマーケットプレイス、 ソーシャルメディアプラットフォームに適用されます。予算 案では具体的な指針は発表されませんでしたが、財相の予 算演説とすでに公表されているコンサルテーション文書は、 世界の売上高が年間5億ポンド以上の黒字企業が英国で 得る収入に課税される税であり、大型ハイテク企業をター ゲットにしていることを示しています。この税は物品に対す るオンライン販売税としては意図されていません。デジタル サービス税の定義はかなり狭く、多くの日本企業に大きな 影響を与える可能性は低いと考えられますが、将来の税制 改革の方向を示すものです。また、英国は今後も国際法人 税制の枠組み改革に関する議論に参加し、もし適切な国際 的解決策が講じられればDSTを廃止するとしていることに も留意すべきです。
- ► のれん 知的財産を多数保有する企業にとっては朗報ですが、政府は適格知的財産を持つ企業の買収において、のれんを対象とした救済措置を導入する予定です。詳細な提案は11月7日のコンサルテーションを受けて公表されるので、2018-19年度財政法案には含まれませんが、後に法制化され2019年4月から施行される見通しとなります。
- ▶ グループ離脱チャージ 現行規定では、キャピタルゲイングループ内で譲渡損益認識されず譲渡された一定の無形固定資産を有する企業がグループから離脱した場合、エグジットチャージが発生する可能性がありますが、この規定が改正されます。上記グループ企業が2018年11月7日以降にグループを離脱する際、グループ離脱が実質的株式持分免除(substantial shareholding exemption)の対象となる株式処分である場合はもはや発生しません。これは、新しい無形資産の取扱いを古い資産や他の資本的資産の取扱いと整合させるものです。
- ▶ キャピタル・アローワンス(適格資産に対する英国税法上の減価償却制度) 特別即時償却枠(AIA)は、2019年1月1日から2020年12月31日まで、英国の企業グループごとに一時的に20万ポンドから100万ポンドに引き上げられます。財務相はまた、新築の非居住用構造物及び建物を対象とする新たな構造物及び建物償却控除(SBA)を発表しました。2018年10月29日以降に発生した適格建設費に対して、定額法年率2%の償却が認められます。この規定は、建設または改築の当初の費用に対し、途中で所有権の変更があっても、50年の固定期間にわたって適用されます。2019年4月から、適格機械設備の特別償却率は8%から6%に引き下げられます。

- ▶ 法人キャピタルロスの制限 政府は、2020年4月1日以降の法人の繰越キャピタルロスの使用をキャピタルゲインの50%に制限することを2019-20年度財政法案に盛り込みます。この措置には、キャピタルロスまたはインカムロスを毎年500万ポンドまで無制限に利用できるようにする措置が含まれます。この制限は、2017年4月から制限されている営業やその他の損失とキャピタルロスの利用を整合させるものです。
- ▶ 無形固定資産に関するオフショア収入(旧ロイヤリティ源泉徴収税)・低税率国・地域に保有する無形資産の利用による収入で、英国の売上に関し課税する法律を2018-19年度財政法案に導入します。源泉税を適用するのではなく、低税率国・地域で無形資産から所得を稼得するオフショア企業に直接課税することにより税を徴収します。この規則が対象とする無形資産保有ストラクチャーは、日本タックスへイブン税制適用対象となるストラクチャーのため、日本企業の多くがこの規定の対象になる可能性は低いと考えられます。
- ▶ 恒久的施設(PE)の細分化防止 非居住者企業が人為的に 事業を細分化した場合、PE認定の免除適用を防止するた め、BEPSの勧告に沿ってPEの定義を変更する法改正を 2018-19年度財政法案に導入します。
- ▶ 税率 法人税率変更の発表はなく、17%の税率を2020年 4月1日から施行する決定は維持されたままです。

全体的な動向としては、英国は引き続き、国際的なビジネスからの投資誘致に焦点を当てており、税制の調整とBEPSの課題の追求を行っています。日本企業は引き続き、外国子会社合算税制(いわゆるタックスへイブン対策税制)の観点から低税率の影響に焦点を当てることになり、上記に概説したさまざまな措置の影響を英国内および対英国の事業活動において考慮する必要があります。新しいDSTは現在、多くの日本企業への影響は限定的かもしれませんが、将来の税制の方向性を示すものであり、英国が他国に先んじてこの分野の変更を実施している事例です。英国財務相からのメッセージは、「英国はビジネスのために開かれている」というものです。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ヨアヒム・ストッブズ パートナー joachim.stobbs@jp.ey.com シニアマネージャー クレア・ブル clare.bull@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジン にて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がござい ます。



@EY TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問·ご意見 等がございましたら、弊社の担当者又は 下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ランド、マーケティング アンド コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリー ダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらし ます。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出してい きます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献 します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もし くは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アン ド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していませ ん。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組 織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワーク を駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わ せて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しく は、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181031

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありませ ん。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負 いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp